10　新租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する新租税特別措置法施行令第二条の二十四第一項及び第三項の規定は、施行日以後に提出する新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書又は新租税特別措置法施行令第二条の三十一において準用する新租税特別措置法施行令第二条の二十四第三項の申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第二条の二十四第三項の申告書については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法施行令第二条の三十二第三項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二条の三十二第三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法施行令第二条の三十六第十項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特定寄附信託異動申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第二条の三十六第十項に規定する特定寄附信託異動申告書については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法施行令第三条の二第十二項、第五条の二第二項、第二十五条第十八項及び第二十項、第二十五条の四第八項並びに第二十五条の六第五項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法施行令第三条の二第十二項、第二十五条第二十項、第二十五条の四第八項若しくは第二十五条の六第五項の規定により提出する申請書、新租税特別措置法施行令第五条の二第二項の規定により提出する届出書又は新租税特別措置法施行令第二十五条第十八項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第三条の二第十二項、第二十五条第二十項、第二十五条の四第八項若しくは第二十五条の六第五項の規定により提出した申請書、旧租税特別措置法施行令第五条の二第二項の規定により提出した書面又は旧租税特別措置法施行令第二十五条第十八項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

14　番号利用法整備法第八条第三項の規定により同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長（以下この項及び次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に同条第三項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）の告知をする者は、その告知をする際、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の同条第三項に規定する書類を提示しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該告知があった個人番号が、当該提示を受けた書類に記載された個人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

15　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿に当該確認をした旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

16　新租税特別措置法施行令第二十五条の十の四第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二十五条の十の四第一項又は第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

17　第十四項及び第十五項の規定は、番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知をする者及び同項の規定による確認をする同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

18　新租税特別措置法施行令第二十五条の十三の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第一項に規定する非課税口座異動届出書又は同条第二項に規定する非課税口座移管依頼書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する非課税口座異動届出書又は同条第二項に規定する非課税口座移管依頼書については、なお従前の例による。

19　新租税特別措置法施行令第二十六条の三第二項の規定は、施行日以後に同項の規定による通知を行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二十六条の三第二項の規定による通知を行った場合については、なお従前の例による。

20　新租税特別措置法施行令第二十六条の二十第十五項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第二十六条の二十第十五項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

21　新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十二項、第二十八項、第三十一項及び第三十五項、第三十九条の九第七項、第十二項及び第十六項、第三十九条の十二の二第三項、第三十九条の二十五第二項、第三十九条の百六第六項、第二十二項、第二十五項及び第二十九項、第三十九条の百八第六項、第十一項及び第十五項並びに第三十九条の百十二の二第三項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十二項若しくは第三十九条の百六第六項の規定により提出する届出書又は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十八項、第三十一項若しくは第三十五項、第三十九条の九第七項、第十二項若しくは第十六項、第三十九条の二第二項、第二十五項若しくは第二十九項、第三十九条の百八第六項、第十一項若しくは第十五項若しくは第三十九条の百十二の二第三項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第十二項若しくは第三十九条の百六第六項の規定により提出した届出書又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十八項、第三十一項若しくは第三十五項、第三十九条の九第七項、第十二項若しくは第十六項、第三十九条の十二の二第二項、第二十五項若しくは第二十九項、第三十九条の百八第六項、第十一項若しくは第十五項若しくは第三十九条の百十二の二第三項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

22　新租税特別措置法施行令第四十条の六第二十四項、第二十九項、第三十二項、第三十六項、第三十九項及び第四十六項の規定は、施行日以後に同条第二十四項若しくは第四十六項の規定により提出する届出書又は同条第二十九項、第三十二項、第三十六項若しくは第三十九項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十条の六第二十四項若しくは第四十六項の規定により提出した届出書又は同条第二十九項、第三十二項、第三十六項若しくは第三十九項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

23　新租税特別措置法施行令第四十条の六第六十四項の規定は、施行日以後に提出する同項の届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第四十条の六第六十四項の届出書については、なお従前の例による。

24　新租税特別措置法施行令第四十条の六第六十六項並びに第四十条の七第二十五項、第三十項、第三十四項、第三十九項、第四十三項及び第五十二項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法施行令第四十条の六第六十六項若しくは第四十条の七第二十五項若しくは第四十三項の規定により提出する届出書又は同条第三十項、第三十四項、第三十九項若しくは第四十三項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十条の六第六十六項若しくは第四十条の七第二十五項若しくは第五十二項の規定により提出した届出書又は同条第三十項、第三十四項、第三十九項若しくは第四十三項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

25　新租税特別措置法施行令第四十条の七第六十四項の規定は、施行日以後に提出する同項の届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法施行令第四十条の七第六十四項の届出書については、なお従前の例による。

26　新租税特別措置法施行令第四十条の七第六十六項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法施行令第四十条の七第六十六項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。